

2020年11月2日

EUの続く試練—コロナ危機下で不透明感を増す BREXIT

関西学院大学 専門職大学院 経営戦略研究科客員教授
公益財団法人 国際通貨研究所
客員研究員 山上 秀文

本年に入り、外生的な新型コロナウイルス危機が世界を覆い EU 各国も経済活動の落ち込みが著しい。2008 年の世界経済金融危機のあと発生したユーロの危機は、幸い小康状態にあるが、他方、英国の EU 離脱 (BREXIT) 後の EU と英国の関係についての協議の帰趨が EU の差し迫ったもう一つの試練として浮かび上がってきた。

まずかつてユーロの危機の起点となった、ギリシャについてみると、昨年7月のギリシャ総選挙では、チプラス政権が、同政権の経済・財政に対する基本方針の再三のぶれをギリシャ国民から批判されて敗北した。2015年1月の前回選挙で、既存政治の打破を訴える左派ポピュリストの新星として登場したチプラス氏は「反緊縮」を掲げて勝利し、その後、2015年夏に財政危機に陥ると態度を一変して緊縮に転じ、昨年にはまた反緊縮を唱えて選挙に臨んでいた。総選挙では親 EU、親ビジネスを掲げる中道右派の新民主主義党が勝利した。そしてその後の緊縮財政の継続が明確となったことで、第3次ギリシャ危機、そして再度のユーロの危機への波及は幸い回避されている。

これに対して、昨年12月の英国総選挙では、BREXIT の早期完全実施を約束したボリス・ジョンソン新首相が率いる保守党が大勝し、本年1月末には英国の EU 離脱が行われた。昨年10月合意・公開に至った離脱協定の改定案では離脱条件は固まったものの、実際に1月末の離脱後の EU との新たな経済、貿易関係を定める自由貿易協定 (FTA) などの協議は本年の年末までの離脱前の条件が維持される「移行期間中」に行うとされ、その協議を誠実に速やかに行うとの政治宣言しかなされていない。そのため、本年、協議が合意に至るか否かは不透明な状況が続いている。

昨年10月の改定案では北アイルランドを含めた英国全土が関税同盟を離脱する一方で、北アイルランドに限り農作物や工業品の基準や関税手続きを EU 基準に合わせた。そして1960年代から98年和平合意まで続き、悲惨だった北アイルランド紛争再燃の火種となる恐れがある物理的な北アイルランド国境付近での関税徴収などの管理を行わないとしている。しかし、これは「連合王国としての英国」の一体性を損なうものとの基本的な批判に加えて、北アイルランドと英国のその他地域との間でいかに不正を抑え

て関税を適切に徴収するかなどの詳細な制度設計や通関手続きに必要となる設備などで移行期間中に課題を残していた。そして、本年9月に至り、英国・EUのFTA交渉が決裂した場合に、北アイルランドを出入りする農作物や工業品について、EU基準の省略・撤回を英国単独の判断で行うとの国内法案を、ジョンソン政権が英議会に提出し、一部修正のうえ、承認されている。これに対して国際的な約束違反とみなして非難がEUの内外で高まり、FTA交渉も難航している。

市場は英国の2016年6月BREXIT国民投票後、3年間の迷走に終わったメイ首相の後を受けて、昨年7月登場したジョンソン新政権のBREXITに向けた明確な意思とEUとの昨年10月離脱改定案の合意などをこれまで相応に評価してきた。実際、過去5年の中長期でみて低落傾向が続いてきた英ポンドの対ドル為替相場は、2019年8月の底値STG£=\$1.21より2019年12月のピーク\$1.33の水準まで盛り返した。しかしこの将来に向けた協議の不透明感を反映して、その後、英ポンドの対ドル為替相場は上下に大きく振れる不安定な動きをみせ、本年10月には\$1.29前後まで弱含んでいる。

今後の英ポンドの対ドル相場についてみると、本年の年末までに将来の制度設計が定まらないまま、「合意なき離脱」と似た状態に墜いることとなれば、大きな対ドル下落を英ポンドにもたらそう。これを回避するための「移行期間」の延長は、本年6月末までに英国・EUの合同委員会で採択する必要があったが、すでに見送られて、できない。そして英国にとって「主権の回復」と引き換えに、海外企業の逃避と欧州地域からの孤立による英国経済・産業の中長期的衰退を招く懸念が高まっている。また長期にわたるBREXITの迷走はEUにとっても政治・経済的な痛手となる。現在の高まる世界経済リスク要因の一つとして、注視していかねばならない。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2020 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8階

電話: 03-3510-0882 (代) ファックス: 03-3273-8051

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>